

西区自治協議会委員推薦会議 座長の専決処分事項について

西区自治協議会委員推薦会議運営要綱第7条第1項の規定により，団体選出委員等が任期中に欠けた場合において座長が専決処分できる事項は，下記に掲げるとおりとする。

記

補欠の団体選出委員等を，選考すること
(新たな団体の検討・選考等が必要な場合を除く)

※ 座長専決した場合は，その内容を推薦会議の委員へ報告します。